

子育第2401号
令和4年10月28日

各市町村教育保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起時の行動の目安の周知等について(依頼)

日頃から、本府児童福祉行政にご協力いただきお礼申し上げます。

標記について、本府環境農林水産部環境管理室環境保全課から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、注意喚起時の行動の目安や施設利用者への周知方法を確認されるよう、貴管内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、認可外保育施設の権限移譲済み市町村におきましては、貴市町村管内の認可外保育施設についても併せて周知をお願いします。

【問合せ先】

大阪府 福祉部 子ども家庭局子育て支援課
認定こども園・保育グループ 担当：矢之高・北村
TEL:06-6944-6678
FAX:06-6944-3052

庁内関係課長 様

環境農林水産部環境管理室
環境保全課長

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起時の行動の目安の周知等について (依頼)

日ごろから、微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、当課では、11 月から 5 月にかけて PM2.5 が高濃度となりやすくなることから、早朝または午前中の濃度が高くなり、日平均値が国の注意喚起の指針値 ($70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を上回ると予想される場合は、速やかに防災情報メールやホームページ等で注意を呼びかけることとしており、11 月 1 日 (火) 11 時に、防災情報メールの登録者に下記の注意喚起時の行動の目安をお知らせします。

つきましては、貴課におかれましても、呼吸器系や循環器系疾患のある方や、小児、高齢の方がよく利用される貴課関連施設に対して、PM2.5 の注意喚起時の行動の目安について周知いただきますようお願いいたします。

記

○ 注意喚起時の行動の目安

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくする
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動する。

<参考 1>屋外行事の留意事項 (環境省 Q&A (「微小粒子状物質 (PM2.5) に関するよくある質問」))

- ・「屋外での長時間の激しい運動」として、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定され、運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動にはあたらないと考えている。
- ・PM2.5 濃度が注意喚起のための指針値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はないが、専門家会合において、日平均値が $140\sim 150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされている。

<参考 2>府ホームページ「PM2.5 の注意喚起時等の施設関係者向けマニュアル」

https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/taiki/taikiosen.html#about_sisetsumanual

<連絡先>

環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
環境監視グループ 鎌田
電話 06-6210-9621